

公園の てびき

各務原市

河川公園課

このガイドブックは、身近な公園をより楽しむための手引きです。
公園は、憩いや安らぎの場、生き物との触れ合いの場など、多様な機能を持つグリーンインフラであり、さまざまな楽しみ方があります。地域の皆さまが公園を利用している事例の紹介や、利用するために必要な手続きをご案内します。



目 次

01	公園のマナー・ルール	2ページ
02	公園でできること、できないこと	3ページ
03	許可が必要なこと	5ページ
04	公園での活動	6ページ
05	お問合せ	9ページ

公園はどなたでも自由に楽しめる場所です。安心して楽しいひとときを過ごすために、「他の利用者やご近所の方に迷惑をかけない」「園内の施設を大切に扱う」といったマナーを心がけてください。ご理解とご協力をお願いいたします。

公園は利用者同士で
仲良く譲り合って
利用しましょう

公園内の草花や樹木を
折ったり、持ち帰ったり
しないでください

公園内の施設に落書きを
したり、チラシを貼ったり
しないでください

ゴミやペットボトルは
持ち帰りましょう

犬の散歩は
必ずリードを着用し
フンは持ち帰りましょう

他の公園利用者や近隣に
住んでいる方の迷惑になる
ことはやめてください

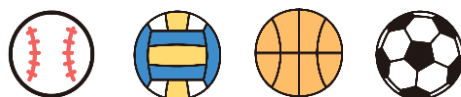
○ できること ○

公園を利用する際には、他の利用者に配慮しながら楽しむことが大切です。個人や少人数での利用は原則自由ですが、公園ごとに異なるルールが存在する場合があります。特にボール遊びや特定の場所・時間帯に関する使用の制限がある可能性があるため、利用する公園の看板や案内板を事前に確認してください。また、周囲の環境や他の利用者に迷惑をかけないように心掛けてください。

■ ボール遊び

- ・ 公園ごとのルールを守り、他の利用者やご近所に迷惑をかけないように注意してください。
- ・ 野球やサッカーの本格的な練習をするときは専用のグラウンドをご利用ください。

■ 花火



下記の注意事項を守ってください。

- ・ 手持ち花火程度とすること
- ・ 近隣の方の迷惑とならない時間帯に行うこと
- ・ 大きな音や声を出さないこと
- ・ ゴミは持ち帰ること
- ・ 水の入ったバケツを用意して、火の後始末は確実にすること



※ イベントで花火を行う場合には、別途相談ください。



■ 写真撮影・動画撮影

- ・ 個人の趣味としての撮影や、家族や友人とのスナップ写真の撮影は自由に行えます。ただし、収入を得る目的での撮影、プロのカメラマンによる撮影など商業目的の場合は、事前に許可が必要です(5ページ参照)。撮影の際は、他の利用者のプライバシーや公園のルールに配慮してください。

■ ペットとお散歩

- ・ 必ずリードを着用し、離さないよう注意してください。



■ 虫とり・植物採取

- ・ 昆虫採集や、地面に落ちているどんぐり、ぎんなんなどは、個人で楽しむ範囲であれば拾うことができます。
- ・ 枝についている実などを採ったり、花壇のお花を持って帰ることはできません。

■ お花見やピクニック



■ ラジオ体操やヨガ

- ・ 公園の一部を占用してヨガを行う場合は、事前に許可が必要です(5ページ参照)。

■ イベント企画

- ・ 公園の一部を占用してイベントを行う場合は、事前に許可が必要です(5ページ参照)。

■ キッチンカーの出店

- ・ 出店には事前に許可が必要です(5ページ参照)。

✕ できないこと ✕

■ ドローン



■ バーベキュー

- ・ 公園や公共の場でのバーベキューは、地域の行事や特別に許可されたイベントの一環として認められる場合もありますが、原則として個別での実施はできません。

■ スケボー

■ 騒音行為

次のような使用を希望する場合は、許可申請が必要です。(事前に空き状況や使用内容を相談してください。)

- 公園の一部または全部を独占して行う行事

【例】

お祭り、盆踊り、運動会、遠足、校外学習、ヨガ、キッチンカーの出店
イベントの開催、グラウンドゴルフの練習 など



- 商業目的の写真撮影、テレビや映画などの動画撮影

- 有料公園施設の利用(市民公園茶室・自然体験塾)



※ 行為の許可には使用料が必要です。また、利用内容によって使用料や許可条件も異なります。

※ 地域団体が使用する場合は使用料が免除されます。

地域団体 … 自治会、子ども会、シニアクラブなど地域の住民が自主的に作りあげる住民自治組織のこと



許可申請の詳細はこちらのQRコードからご確認ください。

オンライン申請

令和7年4月からオンライン申請が可能となりました。(領収書の発行はありません)

※ オンライン申請の場合でも、事前に空き状況の確認や事前相談は必要です。



こちらの申請フォームをご利用ください。



知っていますか ? パークレンジャー



市内の公共施設(道路、河川、公園、広場)の緑化や清掃などの活動をボランティアで行う市民団体です。

登録の条件

- ・ 5人以上の団体であること
- ・ ボランティア活動が無報酬で行うこと
- ・ ボランティア活動の内容が要綱の趣旨に沿ったものであること
- ・ 市から公共施設の管理を委託されている団体でないこと
- ・ 登録を受けた日から1年以上継続してボランティア活動を行うことができること
- ・ ボランティア活動を行う場所が公共施設であり、その所有者または管理者から当該ボランティア活動の承諾を得ていること
- ・ 各務原市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号の暴力団または同条第2号の暴力団員の統制下でない団体であること

市の支援

- ・ 認定証の交付
- ・ 作業用の帽子の貸与
- ・ ほうきや手袋などの道具提供
- ・ 各務原市まちづくり活動補償制度への加入



パークレンジャー登録申込書は
こちらからダウンロードできます。





花苗配布



各務原市では、緑化推進事業の一環として、公園、広場、道路沿いなどの公共の花壇で花を植えている自治会、子ども会、シニアクラブ、花の愛好団体などに、毎年春と秋に花の苗を配布しています。

※ 民間の土地への植栽はできません。また、公共の土地においても、管理者の承諾を得る必要があります。

お申し込みの注意点

- ・ 植栽後は花壇を撮影し、写真を河川公園課へ提出してください。
- ・ 新規でお申し込みの場合は花壇の面積や位置などを記入していただきますので河川公園課の窓口へお越しください。

※ 詳細は各務原市のHPよりご確認ください。



道端緑化運動



道端緑化運動は、事前に登録いただいた地域の団体や企業の皆様が街路の植樹ますを花でいっぱいにし、美しい各務原市を目指す活動です。各務原市は、申し込まれた団体に対して毎年花苗の配布などの支援を行っています。



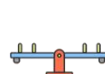
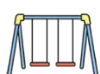
各務原市都市公園管理委託



自治会と都市公園の管理委託契約を結び、地域の公園の維持管理をお願いしています。この契約は、地域に密着した身近な公園として、住民に愛着を持ってもらい、円滑な維持管理を行うことを目的としています。

公園の維持管理

1. 公園内のゴミ拾いや落ち葉の掃除など、日常のお手入れ
2. 遊具や公園施設の管理
3. トイレの清掃と管理
4. 芝生広場のお手入れ
5. 緑地帯の管理
6. 樹木の手入れ
7. その他必要なこと



管理分担区分

維持管理項目	自治会	各務原市
日常管理	ゴミ拾い、落ち葉清掃(月2回程度)	緑ゴミの回収
遊具等公園施設		点検、補修
トイレ	日常清掃、トイレトーパーの補充	点検、補修
芝生広場	除草(年2回程度)	芝刈り、緑ゴミの回収
緑地帯	除草(年2回程度)、低木・生垣の剪定	緑ゴミの回収
樹木		中木及び高木の剪定、緑ゴミの回収
その他	市から許可を受け設置した倉庫等の管理	

※ 低木・生垣の剪定の実施が困難な場合はご相談ください。
 ※ 公園施設に異常が発見された場合にはご連絡ください。



各務原市役所都市建設部河川公園課

〒504-8555

各務原市那加桜町1丁目69 本庁舎5階

 058-383-1533